# 住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務委託事業者募集要領

## 1 趣 旨

この要領は、住まいの耐震対策推進キャンペーン (以下「キャンペーン」という。) の効果的な企画運営を行うため、一括して事業者にキャンペーン運営業務を委託するに当たり、最も優れた企画運営能力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件(「5 企画提案の参加資格」参照)に該当する事業者から、公募により委託業務に係る企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った 上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の 結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

## 3 委託業務の概要

(1) 業務名

住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月27日まで

(3) 業務内容

住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務委託仕様書のとおり

(4) 委託料上限額

2,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課 南海トラフ対策グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2325

FAX番号 089-941-2160

メールアドレス bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

## 5 企画提案の参加資格

次のいずれの事項にも該当するもの

- (1) 県の令和5~7年度競争入札参加資格者名簿に登録済み又は契約締結までに登録される見込みであること。
- (2) 県内に本店・支店・営業所があること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと (民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去に地方公共団体等の主催する類似の企画運営業務の受託実績があること。
- (8) 広報用デザインの技術・ノウハウを有すること。

# 6 募集要領の配布

- (1) 募集要領の掲載期間(仮) 令和7年8月13日(水)から9月12日(金)まで
- (2) 募集要領の交付方法

募集要領等は、(1)の期間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧することができる。

※愛媛県ホームページ (http://www.pref.ehime.jp/)

#### 7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出方法
  - 持参、郵送又は電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。
- (2) 提出期間

持参による場合は、令和7年8月29日(金)までの執務時間中(国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送又は電子メールによる場合は、令和7年8月29日(金)必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、令和7年9月5日(金)17時15分までに、辞退届(様式2)を提出すること。

## 8 質問書について

質問がある場合は質問書(様式3)を提出すること。

- (1) 提出方法
  - ・様式を用いて電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。
  - ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問(住まいの耐震対策推進キャンペーン

運営業務)」とすること。

- ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者 に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的 な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## (2) 提出期間

令和7年8月29日(金)17時15分までとする。

# 9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式4)1部イ 提案者の概要書(様式5)1部ウ 企画提案書(様式指定なし)5部エ 見積書(様式指定なし)1部

(2) 企画提案書等の作成方法

企画提案書には、提案業務に関する評価を受けるため、仕様書に基づく具体的な提案事項、業務運営体制、スケジュールを記載すること。

記述は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)を用いるとともに、用紙は、 日本産業規格A4判を基本として作成すること。

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和7年9月5日(金)までの執務時間中(国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送による場合にあっては、令和7年9月5日(金)必着とする。

#### (5) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、 県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追 加資料の提出を指示する場合は、この限りでない。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案は認めない。

## 10 最優秀提案者の選定

## (1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書の書面審査により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた企画提案を行った者を契約候補者として選定する。

# (2) ヒアリング

原則、書面審査とするが、必要に応じ、時間、場所、実施内容等に係る詳細 を通知した上で、ヒアリングを実施する場合がある。

# (3) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査基準	配点
仕様書に合致したものであるか。	40点
事業の目的及び仕様に沿った実施方法・内容となっているか。	(10点)
期間の設定は適当であり、円滑かつ効果的な実施が可能か。	(10点)
県民が容易に参加でき、更なる参加の拡大が期待できる内容と	(10点)
なっているか。	
家具固定や感震ブレーカーの効果や必要性を的確に伝えるとと	(10点)
もに、実践を促すことが期待できる内容となっているか。	
内容が独創的かつ斬新であるか。	10点
広報宣伝の方法が効果的で、広く県民に周知可能なものであるか。	30点
実施体制及び見積経費の積算が適切であるか。	20点
類似業務の経験や知見が豊富であるか。また、事業を的確に実	(10点)
施できる体制を構築しているか。	
経費が適切に積算され、コストパフォーマンスに優れているか。	(10点)

## (4) 審查結果

ア 審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。

イ 審査内容は公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

## 11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、 順位や採点結果については、通知しない。

# 12 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)第 152 条から第 154 条までの
- (3) 別添「住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務委託仕様書」は、当該業務 に必要な最低限の内容を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画 提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者と の協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加され、又は修正される場合が ある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を選定事業者とし、 契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## 13 契約書の作成について

規定による。

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 電子契約を希望する場合は、令和7年8月29日(金)までに電子メール (bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp) に「電子契約同意書兼メールアドレス 確認書(様式5)」を提出すること。
- (3) 前記12により、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 県が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名) しなければ、委託契約は確定しないものとする。

#### 14 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの出席に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。